

住宅リフォーム補助金等の補助期間について

1 住宅リフォーム補助金

(1) 概 要

町内経済の活性化及び住環境の向上を図ることを目的に令和元年6月から、住宅リフォームを行う者に対し、費用の一部を補助しています。

(2) 期 間

【制度開始時】

令和元年6月3日～令和4年3月31日（令和4年9月30日完了分まで）

【令和3年度に延長】

令和4年4月1日～令和6年3月31日（令和6年9月30日完了分まで）

【令和5年度に延長】

令和6年4月1日～令和8年3月31日（令和8年9月30日完了分まで）

(3) 実 績

年 度	件 数	対象経費（税抜き）	交付金額
令和元年度	70 件	78,000,388 円	5,643,000 円
令和2年度	112 件	137,490,434 円	9,303,000 円
令和3年度	121 件	152,867,259 円	9,968,000 円
令和4年度	97 件	140,255,859 円	8,135,000 円
令和5年度	88 件	118,833,732 円	7,100,000 円
令和6年度	122 件	212,778,423 円	10,630,000 円
合 計	610 件	840,226,095 円	50,779,000 円

【対象工事費】20万円以上（税抜き）

【補 助 金 額】住民登録あり：10%、上限額10万円
なし：5%、上限額5万円

(4) 今後の方針

本事業期間である令和8年3月31日の申請受付をもって終了します。

2 組積造撤去等補助金

(1) 概 要

地震発生等における道路等に面した組積造の倒壊又は転倒による被害を未然に防止することを目的に令和元年6月から、組積造撤去等を行う者に対し、費用の一部を補助しています。

(2) 期 間

【制度開始時】

令和元年6月3日～令和4年3月31日（令和4年9月30日完了分まで）

【令和3年度に延長】

令和4年4月1日～令和6年3月31日（令和6年9月30日完了分まで）

【令和5年度に延長】

令和6年4月1日～令和8年3月31日（令和8年9月30日完了分まで）

(3) 実 績

年 度	件 数	対象経費（税抜き）	交付金額
令和元年度	5 件	2,192,105 円	176,000 円
令和2年度	3 件	3,400,055 円	150,000 円
令和3年度	2 件	1,696,364 円	83,000 円
令和4年度	0 件	0 円	0 円
令和5年度	2 件	957,000 円	95,000 円
令和6年度	0 件	0 円	0 円
合 計	12 件	8,245,524 円	504,000 円

【対象工事費】10万円以上（税抜き）

【補 助 金 額】住民登録あり：10%、上限額5万円（通学路10万円）
なし：5%、上限額2.5万円（通学路5万円）

(4) 今後の方針

事業目的のほか、自宅居住者や通学時の児童・生徒をはじめとする道路通行人の安全を確保する一助となることから、補助期間を次のとおり延長します。

	現 行		2年延長
申 請 期 限	令和8年3月31日	➡	令和10年3月31日
完了報告期限	令和8年9月30日		令和10年9月30日

3 住宅庭木伐採等補助金

(1) 概 要

町内経済の活性化及び住環境の向上を図ることを目的に令和元年6月から、住宅庭木伐採等を行う者に対し、費用の一部を補助しています。

(2) 期 間

【制度開始時】

令和元年6月3日～令和4年3月31日（令和4年9月30日完了分まで）

【令和3年度に延長】

令和4年4月1日～令和6年3月31日（令和6年9月30日完了分まで）

【令和5年度に延長】

令和6年4月1日～令和8年3月31日（令和8年9月30日完了分まで）

(3) 実 績

年 度	件 数	対象経費（税込み）	交付金額
令和元年度	0 件	0 円	0 円
令和2年度	13 件	1,688,360 円	115,100 円
令和3年度	15 件	2,041,801 円	118,500 円
令和4年度	24 件	2,707,308 円	377,000 円
令和5年度	40 件	4,021,341 円	573,600 円
令和6年度	39 件	3,280,705 円	539,700 円
合 計	131 件	13,739,515 円	1,723,900 円

【対 象 経 費】 3万円以上（税込み）

【補 助 金 額】 住民登録あり：20%、上限額2万円
なし：10%、上限額1万円

(4) 今後の方針

町内環境整備の一助となることから、補助期間を次のとおり延長します。

	現 行		2年延長
申 請 期 限	令和8年3月31日	➡	令和10年3月31日
完了報告期限	令和8年9月30日		令和10年9月30日

4 防犯カメラ設置助成事業補助金

(1) 概 要

街頭犯罪の発生を抑止に資する「防犯カメラ」の設置を促進し、住みよい安全・安心な町の実現を図ることを目的に、平成26年10月から、町内の建物の屋外に防犯カメラを設置する者に対し、費用の一部を助成しています。

(2) 期 間

【制度開始時】

平成26年10月1日～平成28年3月31日（平成28年9月30日完了分まで）

【2年おきに延長】

平成28年4月1日～平成30年3月31日（平成30年9月30日完了分まで）

）

令和6年4月1日～令和8年3月31日（令和8年9月30日完了分まで）

(3) 実 績

年 度	件数	カメラ台数	対象経費（税抜き）	交付金額
～平成30年度	62 件	116 台	14,226,554 円	2,188,000 円
令和元年度	12 件	23 台	2,007,324 円	387,000 円
令和2年度	13 件	27 台	2,464,856 円	486,000 円
令和3年度	11 件	19 台	1,772,043 円	335,000 円
令和4年度	6 件	16 台	1,658,621 円	254,000 円
令和5年度	7 件	16 台	1,145,200 円	225,000 円
令和6年度	9 件	16 台	1,304,483 円	233,000 円
合 計	120 件	233 台	24,579,081 円	4,108,000 円

【対 象 経 費】 3万円以上（税抜き）

【助 成 費 用】 住民登録あり：20%、上限額5万円
なし：10%、上限額2.5万円

(4) 今後の方針

昨今、高齢者を狙った強盗事件が増加していることなどを踏まえ、防犯カメラの設置を引き続き支援し、住民の安全を守るため、助成期間を次のとおり延長します。

	現 行		2年延長
申 請 期 限	令和8年3月31日	➡	令和10年3月31日
完了報告期限	令和8年9月30日		令和10年9月30日